

# 浦安市バミントン協会会則

## 第 1 条（名称）

本会は、浦安市バドミントン協会と称する。

## 第 2 条（事務局）

本会の事務局は会長宅、もしくは浦安市内の定められた場所に置く。

## 第 3 条（目的）

本会は、バドミントンを通じて、体位及び技術の向上と会員相互の親睦を図り、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

## 第 4 条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- A 各種競技会等の開催及び共催
- B 講習会等の開催
- C 体育に関し、体協等に対する意見具申、またはその施策に対する協力
- D 同じ目的を有する他の諸団体との連絡
- E その他、本会の目的に必要な事項

## 第 5 条（会員）

本会の会員は、本会の趣旨に賛同し加盟する団体及び個人で浦安市に在宅、在勤、在学する者をもって構成する。

## 第 6 条（加盟）

本会の加盟申請は、所定の申請書により会長に提出し理事会の承認を経て加盟できる。

## 第 7 条（脱退）

会員は、第 5 条に掲げる資格を失った時、または本会の会員として不適当と認められた時は理事会の承認を経て脱退させることができる。

## 第 8 条（役員）

本会に次の役員を置く。

A 会長	1 名	F 評議員	若干名
B 副会長	若干名	G 会計	2 名
C 理事長	1 名	H 書記	2 名
D 副理事長	2 名	I 監事	2 名
E 理事	若干名		

## 第 9 条（役員を選出）

役員を選出は次の通りとする。

- 1. 会長、副会長、会計、書記、監事は評議員において選出する。
- 1. 理事は、加盟団体より各団体2名選出する。
- 1. 理事長、副理事長は、理事の互選により選出する。
- 1. 評議員は、加盟団体より各団体2名選出する。
- 1. 会長は、顧問及び参与を委嘱することができる。

## 第 10 条（役員の仕事）

役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1. 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- 1. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時、その職務を代理する。また、会長の命により会務執行の部門を担当する。
- 1. 理事長は、本会の業務を掌り理事会を主宰する。
- 1. 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故ある時、その職務を代理する。
- 1. 理事は、理事会を構成し会務を執行する。
- 1. 会計は、本会の会計を担当する。
- 1. 書記は、庶務に従事する。
- 1. 評議員は、各団体を代表し評議員会の審議にあたる。



4. 改定 平成8年4月6日
5. 改定 平成19年3月21日
6. 改定 平成21年3月29日
7. 改定 平成22年3月21日
8. 改定 平成28年3月27日

#### 役員候補選任等に関する内規

- 第1条 会長及び副会長候補の選任は選考委員会を組織し、選考委員会が候補者を選任する。  
選考委員会は各クラブから1名と現会長で構成する。
- 第2条 体育協会理事は副会長若干名の中から1名がその任に当たる。  
但し、任期は1期2年とし3期を限度とする。
- 第3条 理事は会則9条及び11条にあるように、各クラブから2名選出し、任期1年としているが  
役務をスムーズに行うために 実質2年になるよう各クラブは調整する。

#### (付則)

1. 平成21年3月29日、評議員会において承認

る

、

い。

よる。

